

○樹氷復活・育成応援基金条例

令和5年7月11日山形県条例第23号

樹氷復活・育成応援基金条例をここに公布する。

樹氷復活・育成応援基金条例

(設置)

第1条 蔵王山のオオシラビソ林の育成に係る活動への支援、その活動を支える気運の醸成その他の蔵王山の樹氷の再生に関する施策を実施するため、樹氷復活・育成応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。